

別紙 4

「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（別冊）容量停止計画の調整業務」の意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	9	「注6：水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している場合」の記載についてお伺いしてください。 1-1. メインオークションおよび長期脱炭素電源オークションの両方に約定している電源については、同一電源であっても、各オークションに基づく契約ごとに個別の容量停止計画を作成し、出力可能容量をアセスメント対象容量に応じて按分のうえ提出するという理解でよろしいでしょうか。また、容量停止計画は両オークションで分割する一方で、供給信頼度評価においてはメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分をまとめて算定される、という理解でよろしいでしょうか。	各オークションに基づく契約ごとに個別の容量停止計画を作成し、出力可能容量をアセスメント対象容量に応じて按分のうえ提出をお願いします。供給信頼度の算定においては、ご認識の通り両オークションでまとめて算定されます。
2	9	1-2. 上記の理解に相違がない場合、容量市場システムにおいてメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分の容量停止計画がどのように区別されるかをご教示ください。 提出先、提出内容については両オークション間で差がございませんが、仮にファイル名に記載する電源等識別番号により区別される場合、電源等識別番号の違いにより同一電源と認識されず、調整不調月がメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分とで異なるケースが発生し、同一電源および同一作業にもかかわらず、異なる日程調整が発生しないか、確認させていただきたく存じます。	電源等識別番号によって区別しているため、別電源として認識されます。容量停止計画調整業務において契約ごとのアセスメント対象容量分の出力可能容量を提出しますが、同一電源であるため作業停止日時には差異はない認識です。したがって、調整不調月の判定があれば契約ごとに通知されますが異なる日程調整はオークション間で発生はいたしません。
3	9	1-3. 仮に1-2に記載した事象が発生する虞がある場合やその他にも課題が顕在化した場合には、メインオークション分と長期脱炭素電源オークション分の容量停止計画を分割せずに提出する運用も検討頂けないでしょうか。	メインオークションと長期脱炭素電源オークションでは契約が異なるため、提出方法についての見直しはいたしません。
4	9	2. 実需給期間に提出する容量停止計画については、出力可能容量の記載が不要となるため、メインオークション分と長期脱炭素オークション分で分割する必要はない、という認識で相違ないでしょうか。	実需給期間に提出が求められる容量停止計画においてはご認識の通り「出力可能容量」項目の内容は登録時に使用しません。※1 ただし、容量停止計画自体は契約ごとに提出が必要となります。 なお、その他の算定諸元においてはメインオークションと長期脱炭素電源オークションの各アセスメント対象容量分に按分し提出※2を求める可能性がありますが、こちらは今後公表される実需給期間のリクワイアメント・アセスメントに係る業務マニュアルにおいて公表予定です。 ※1：以下マニュアル参照 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2025 年度）」 P25「表2-2 ⑨」 241212_2025_gyoumumannual_rikuwaiamento_antei.pdf ※2：アセスメント対象容量比での按分が求められる諸元の一例：発電上限・発電計画
5	8	本業務の対象となる容量停止計画について、電源の出力が停止又は抑制する計画と記載されているが、新設電源の工事遅延に伴い、運開前の供給力を提供できない期間は、計画停止としてみなし、容量停止計画の提出が必要となりますでしょうか	長期脱炭素電源オークション落札電源において、供給力提供開始年度が遅れた場合、制度適用開始年度も遅れることになるため、原則、容量停止計画の提出は不要です。 ただし、供給力提供開始時期遅延に伴い、約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションの落札価格およびリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、当該年度における運開前の供給力を提供できない期間は、計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出してください。なお、新設電源の工事遅延に伴い、運開前の供給力を提供できない期間は、遅延理由が事業者の帰責性有無にかかわらず、容量停止計画を調整できないことが明らかであるため、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由には該当いたしません。